

私設私書箱業者向け 犯罪収益移転防止法に関する説明会 ～私設私書箱が特殊詐欺に利用されないために～

平成20年3月1日に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)は、郵便物受取サービス業者(私設私書箱業者)(注1)に対して、取引時確認等の義務の履行を求めています。

犯罪収益移転防止法は、平成26年11月に改正され、平成28年10月1日から改正法(注2)が施行されます。経済産業省では、郵便物受取サービス業者(私設私書箱業者)の皆様を対象に、改正の内容を含め、本法律について更に理解を深めていただくため、本法律を所管する警察庁とともに、以下のとおり説明会を開催いたします。

1. 説明会の背景・目的

経済産業省では、郵便物受取サービス業者(私設私書箱業者)の皆様に対して、ホームページ(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)等により犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っているところですが、依然として一部の郵便物受取サービス業者(私設私書箱業者)が振り込め詐欺、詐欺的投資勧誘等の犯罪に利用されるケースがみられます。

また、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止強化のため平成26年11月に犯罪収益移転防止法が改正(平成28年10月1日施行)されました。

これらのことから、改正された犯罪収益移転防止法の内容を含め本法律について更に理解を深めていただくため、東京、大阪において説明会を開催することとしました。

つきましては、関係者の皆様には是非とも御参加いただきたいと考えておりますので、御案内いたします。

2. 説明会の日程・会場

平成28年8月22日(月)(東京)、8月23日(火)(東京)、8月29日(月)(大阪)の計3回の日程で開催します。詳細は別添の「開催日程と会場の御案内」を御覧ください。

3. 参加対象者

主に郵便物受取サービス(私設私書箱)を提供している法人、個人事業者

(※)今後、郵便物受取サービス(私設私書箱)を提供することをお考えの方も御参加いただけます。

4. 説明内容

- ① 犯罪収益移転防止法の概要について(警察庁 犯罪収益移転防止対策室)
- ② 郵便物受取サービス業者(私設私書箱)の法令遵守事項について(経済産業省 商取引監督課)

5. お申込み方法

参加を希望される方は、別添の参加申込書に必要事項を記入の上、**平成28年8月5日(金)**までに所定のFAXにて送信いただくか、直接電話にて経済産業省商取引監督課にお問い合わせください。参加費は無料です。

なお、この御案内は、郵便物受取サービスを提供していると思われる方々に幅広く送付しております。郵便物受取サービスを提供していない場合は、ご放念ください。

(注1) 郵便物受取サービス業者とは、「私設私書箱」、「バーチャルオフィス」、「レンタルオフィス」、「電話秘書代行」などいかなる名称をもって顧客と取引しているかを問わず、以下の要件を満たすサービス(郵便物受取サービス)の提供を行う事業者をいいます。

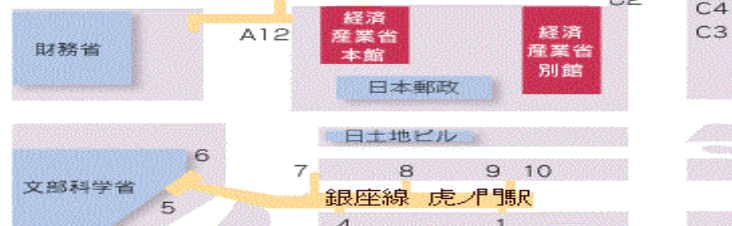
- ・ 自己の居所や会社の事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。
- ・ 顧客に代わって顧客宛ての郵便物を受け取っている。
- ・ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

(注2) 犯罪収益移転防止法の主な改正内容は以下のとおりです。

契約時に義務づけられている取引時確認について、以下のとおり変更されました。

- ① 「健康保険証」等の顔写真のない本人確認書類を提示された場合は、その他の書類の提示を受けるなど、追加の対応が必要になります。
- ② 取引担当者が正当な取引権限を持っていることの確認に、「社員証」は使えなくなります。また、「登記事項証明書」は、取引担当者が代表権を有する場合のみ使用できることとなります。
- ③ 実質的支配者について、当該法人を支配する自然人まで遡って確認が必要になります。

私設私書箱業者向け
犯罪収益移転防止法に関する説明会
～私設私書箱が特殊詐欺に利用されないために～
開催日程と会場の御案内

会場	開催日時	開催場所
東京会場 (第1回) (60人)	平成28年 8月22日(月) 15:00 ～ 17:00	経済産業省 別館1階 114各省庁共用会議室 住所：千代田区霞が関1丁目3番1号 TEL：03-3501-2302（商取引監督課） URL：http://www.meti.go.jp/intro/index_access.html 交通：丸の内線・日比谷線・千代田線「霞が関駅」C2出口から徒歩1分 銀座線「虎ノ門駅」1・10番出口から徒歩3分 都営三田線「内幸町駅」日比谷寄り出口 
東京会場 (第2回) (60人)	平成28年 8月23日(火) 10:00 ～ 12:00	
大阪会場 (80人)	平成28年 8月29日(月) 14:00 ～ 16:00	大阪合同庁舎1号館 第1別館3階 304共用会議室 住所：大阪府中央区大手前1丁目5番44号 TEL：06-6966-6027（近畿経済産業局消費経済課） URL：http://www.kansai.meti.go.jp/map.html 交通：地下鉄谷町線「天満橋駅」3号出口から徒歩3分 京阪電鉄「天満橋駅」から徒歩5分 大阪合同庁舎1号館「第1別館」、「第2別館」への経路図  ★「第一別館」又は「第二別館」へお越しの際には、大阪合同庁舎1号館（本館）の入館手続きは不要です。

F A Xの場合は本用紙に直接御記入の上、送信してください。

犯罪収益移転防止法に関する説明会参加申込書

本申込書に必要事項をご記入の上、誠に勝手ながら
平成28年8月5日（金）までにお申し込みください。

F A X 番 号 : 0 3 - 3 5 0 1 - 6 1 9 8

貴社名 又は 事業者名			
連絡先御住所	〒		
連絡先 T E L	— —	連絡先 F A X	— —

参加御希望の会場（会場名に○印）、参加される方の御芳名・役職名

会 場	〔 東京第1 東京第2 大阪 〕	会 場	〔 東京第1 東京第2 大阪 〕
御芳名		御芳名	
役職名		役職名	

※参加票は発行いたしません。

※会場の都合上、参加人数の調整のために御連絡させていただく場合があります。

※御記入いただきました個人情報につきましては、本説明会の運営のみに利用いたします。

※各会場へは、公共交通機関を御利用ください。

（お問い合わせ先）

経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 私設私書箱班

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-1511（内線4191）

03-3501-2302（直通）